リスペクト委員会　基礎研修会
（こどもの人権編）

子どもの権利を軸にした安全・尊重・主体的なクラブづくり

２０２６年　９月２８日

目的

- 子どもの権利を守る4つの柱と４つの原則を理解する

目的

- 子どもの権利を守る4つの柱と４つの原則を理解する
- セーフガーディングの視点から日々の指導を振り返る

目的

- 子どもの権利を守る4つの柱と４つの原則を理解する
- セーフガーディングの視点から日々の指導を振り返る
- 子どもが安心して楽しく活動できるクラブ運営について考える


人
権

人権

人権宣言
（１７８９年）

普遍的な人間の権利を国家が承認した重要文書。「人間および市民の権利の宣言」
（当時の対象は成人男子）



普遍的な人間の権利を国家が承認した重要文書。「人間および市民の権利の宣言」
（当時の対象は成人男子）

人権宣言を女性に敷衍して宣言・女性解放の主張は、封建的、家父長制度的な家族思想と対立し、当時は黙殺された。
「女性および女性市民の権利宣言」

人権宣言
(1789年)

普遍的な人間の権利を国家が承認した重要文書。「人間および市民の権利の宣言」
（当時の対象は成人男子）

人権宣言
(1791年)

人権宣言を女性に敷衍して宣言・女性解放の主張は、封建的、家父長制度的な家族思想と対立し、当時は黙殺された。
「女性および女性市民の権利宣言」

子どもの権利条約
(1990年)

児童の権利に関する宣言（1924、1959）で「保護の対象」とされた児童を「権利の主体」として定義した条約。
「児童の権利に関する条約」

「児童の権利に関する条約」

・児童に関わるすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

・１９９０年9月2日発効、日本は１９９４年に批准

「児童の権利に関する条約」

・児童に関わるすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

・１９９０年発効、日本は１９９４年に批准

国内法の整備がなければ
意味がない

「児童の権利に関する条約」

・児童に関わるすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

平成２８年　児童福祉法改正
（理念・立ち位置）

親の意向<子供の意向
（子供の意思の尊重）

・１９９０年発効、日本は１９９４年に批准

「子供が持つ権利の4つの柱」とは？

まず、子供とは？

１．子供は人間である

「子供が持つ権利の４つの柱」とは？

まず、子供とは？

１．子供は人間である

２．子供は子どもである

「子供が持つ権利の４つの柱」とは？

まず、子供とは？

１．子供は人間である

２．子供は子どもである

３．子供はやがて大人になる存在である

「子供が持つ権利の４つの柱」とは？

- 生きる権利（生命）　命を守られること、安全に生きられること

「子供が持つ権利の４つの柱」とは？

- 生きる権利（生命）　命を守られること、安全に生きられること
- 育つ権利（教育・発達）教育を受けること、遊ぶこと、成長すること

「子供が持つ権利の４つの柱」とは？

- 生きる権利（生命）命を守られること、安全に生きられること
- 育つ権利（教育・発達）教育を受けること、遊ぶこと、成長すること
- 守られる権利（虐待・搾取から）暴力やいじめから守られること、プライバシーがあること

「子供が持つ権利の４つの柱」とは？

- 生きる権利（生命）命を守られること、安全に生きられること
- 育つ権利（教育・発達）教育を受けること、遊ぶこと、成長すること
- 守られる権利（虐待・搾取から）暴力やいじめから守られること、プライバシーがあること
- 参加する権利（意見表明・意思決定）意見を言うこと、話し合いに参加すること

「子供が持つ権利の４つの柱」とは？

- 生きる権利（生命）命を守られること、安全に生きられること
- 育つ権利（教育・発達）教育を受けること、遊ぶこと、成長すること
- 守られる権利（虐待・搾取から）暴力やいじめから守られること、プライバシーがあること
- 参加する権利（意見表明・意思決定）意見を言うこと、話し合いに参加すること

これらは、一般人権の関係の中で、まさに基底としての意味があるのでは

「子供の権利を守るための原則」とは？

４つの原則とは、４つの柱を守るために、大人がどう行動すればよいのかの目安になるものです。

１．差別の禁止（差別のないこと）

「子供の権利を守るための原則」とは？

４つの原則とは、４つの柱を守るために、大人がどう行動すればよいのかの目安になるものです。

１．差別の禁止（差別のないこと）
２．子供の最善の利益（子供にとって最も良いこと）

「子供の権利を守るための原則」とは？

４つの原則とは、４つの柱を守るために、大人がどう行動すればよいのかの目安になるものです。

１．差別の禁止（差別のないこと）
２．子供の最善の利益（子供にとって最も良いこと）
３．生命、生存および発達に対する権利（命を守られ成長できること）

「子供の権利を守るための原則」とは？

４つの原則とは、４つの柱を守るために、大人がどう行動すればよいのかの目安になるものです。

１．差別の禁止（差別のないこと）
２．子供の最善の利益（子供にとって最も良いこと）
３．生命、生存および発達に対する権利（命を守られ成長できること）
４．子供の意見の尊重（自分が関係することについて自由に意見が言えて、大切にされること）

IFA　2025年度リフレッシュ研修会　資料

セーフガーディング視点での振り返り用

2025．09.27（土）

チェックリスト；「これは子どもの権利を守ってる？」

	項目		○△×	指導・運営の現場にある「課題」「曖昧さ」「改善できそうなこと」等
1	生きる	怪我や体調不良時にすぐに休める・相談できる環境がある		
2		熱中症・感染症・安全管理の対策を日常的に行っている		
3		運動量や活動量が子どもの年齢・発達に適切である		
4		保護者への健康・安全面の情報共有が十分に行われている		
5	育つ	子どもの年齢や個性に合わせた指導内容が行われている		
6		勝利より成長を重視した評価・声かけが行われている		
7		子どもが挑戦・失敗できる環境づくりが意識されている		
8		長時間拘束や過度な練習など、学習や生活を妨げていない		
9	守られる	体罰・暴言・威圧的指導は一切行われていない		
10		子どもが不安や違和感を相談できる窓口や人がいる		
11		チームとしての行動規範（指導者のふるまい）を明確にしている		
12		性的・身体的な接触が適切であるよう配慮されている		
13	参加する	子どもが意見や希望を自由に言える雰囲気がある		
14		メニューや目標設定に子どもの声を反映させている		
15		試合や活動に対する不参加の選択を尊重している		
16		子ども主体の活動（ミーティングや自主練習）が推奨されている		

ワークショップ①

うちのチーム大丈夫？

グループディスカッション：

指導・運営の現場にある「課題」「曖昧さ」「改善できそうなこと」を出し合う

今後に向けて

おとなが子供の人権を尊重する具体的な方法（案1）

こどもに対して命令形を使わない

→　相手が子供だからと言って、命令しないでほしい

↓ではなく

提案、協力を求める、選択権を保証する関わり方

おとなが子供の人権を尊重する具体的な方法（案2）

しつけも含め、相手に分かってほしいと思ったら、分かってくれるまで繰り返し繰り返し、辛抱強く働きかけるしかないと肝に銘じる

おとなが子供の人権を尊重する具体的な方法（案3）

こどもだからといって、親や指導者の思うように変えられるなどと考えない

自分が変えることができるのは、自分だけ

まとめ・振り返り

本日、お話しさせていただいた内容をはじめ、質問等がありましたらご発言お願いします。

感想等も頂けたら助かります。



人権イメージキャラクター
人ＫＥＮまもる君

Myじんけん宣言



人ＫＥＮあゆみちゃん

「Myじんけん宣言」をして、
誰もが人権を尊重し合う社会を、いっしょに実現していきましょう。

①「ありがとう」を大切にしよう

仲間、相手チーム、指導者、審判員、応援してくれる人たちに「ありがとう」を伝えよう。
感謝の言葉は、みんなの心をつなげ、サッカーをもっと楽しくする力があります。

②「ごめんなさい」を言える勇気を持とう

失敗したとき、誰かを傷つけてしまったときに「ごめんなさい」と伝えよう。自分を見つめ直すことが、信頼を取り戻しさらなる成長の一歩になります。

③「どうしたの?」と声をかけよう

困っている人や悲しそうな仲間を見かけたら、「どうしたの?」とやさしく声をかけよう。その一言が、誰かを救うことがあります。
みんなで支え合い、安心してサッカーを楽しめるチームをつくりましょう。

この宣言にこめた思い

- サッカーを通して、思いやり・勇気・つながりを育てます。
- 子どもも大人も、誰もが尊重される“安全で温かいサッカー環境”を守ります。
- この3つの言葉を、日々のプレーや指導、応援の中で生かしていきます。

公益社団法人　岩手県サッカー協会
会長　森　亮

指導案①：練習前の導入（チームづくり・雰囲気づくり）

■ねらい

・3つの言葉の意味を理解し、練習中に使う意識を持たせる
・仲間との関係づくりを促進する

■時間

約10分

■流れ

①導入（2分）

指導者：
「みんなに質問！サッカーで一番大事なのって何だと思う？」
子ども：
「シュート！」「ドリブル！」「勝つこと！」
指導者：
「どれも大事。でも今日は“もっと大事なもの”を考えたい」

②キーワード提示（2分）

指導者：

「先生はね、この3つの言葉がチームを強くすると思ってる」

. 「ありがとう」

. 「ごめんなさい」

. 「どうしたの」

「これを“人と人をつなぐ魔法の言葉”って呼んでる」

③具体例で考える（4分）
指導者：
「例えば、パスをもらった時、どうする？」
子ども：
「シュートする！」「ドリブル！」
指導者：
「いいね。でもパスを出してくれた人に何か言える？」
子ども：
「ありがとう！」
指導者：
「そう、それだけでチームはどうなると思う？」
子ども：
「仲良くなる」「うれしい」

指導者：
「じゃあ、ぶつかっちゃった時は？」
子ども：
「ごめんなさい」
指導者：
「言わないとどうなる？」
子ども：
「ケンカになる」「嫌な気持ち」

指導者：
「仲間が元気なさそうな時は？」
子ども：
「どうしたの？」
指導者：
「それを言われたらどう感じる？」
子ども：
「安心する」「うれしい」

④ミニ実践（2分）

指導者：
「じゃあ今からペアを作って、1分だけ会話してみよう」
お題：
・「ありがとう」を必ず1回言う
・「どうしたの」を1回使う
（実施後）
指導者：
「どうだった？」
子ども：
「ちょっと恥ずかしい」「楽しかった」

⑤まとめ（1分）

指導者：

「今日の練習で、この3つの言葉を何回使えるかチャレンジしよう」

「上手い選手より、“仲間を大切にできる選手”の方が強いチームになるよ」

指導案②：練習中トラブル場面（実践型指導）

■ねらい

・感情的な場面で3つの言葉を使えるようにする
・トラブルを成長の機会に変える

■時間

約10分

■想定場面

ミニゲーム中、パスミスで子ども同士が言い合いになる

流れ
①状況ストップ（1分）
指導者：
「ストップ！ちょっと集まろう」

②状況の整理（2分）

指導者：
「今、何が起きた？」
子ども：
「パスが悪いって言われた」
「ちゃんと出したのに！」
指導者：
「そうか、それでどんな気持ち？」
子ども：
「ムカついた」「嫌だった」

③言葉の振り返り（3分）
指導者:
「こういう時、魔法の言葉を使うとどうなると思う？」
「まず、パスがズレた時は？」
子ども:
「ごめんなさい」
指導者:
「言われたらどう？」
子ども:
「まあいいかってなる」

指導者:
「いいパスをもらったら？」
子ども:
「ありがとう」
指導者:
「それだけで？」
子ども:
「また出したくなる！」

指導者:
「怒ってる仲間がいたら？」
子ども:
「どうしたの？」
指導者:
「それ言われたら？」
子ども:
「落ち着く」

④ロールプレイ（3分）

指導者：
「今の場面をもう一回やってみよう」
役割：
・パスミスした人
・受け手
（やり直し）
子ども：
「ごめん！」
「いいよ、ナイスチャレンジ！」
指導者：
「今どう感じた？」
子ども：
「さっきよりいい」「楽しい」

⑤まとめ（1分）

指導者：

「サッカーはミスするスポーツ。でも言葉でチームは変えられる」

「“ありがとう・ごめんなさい・どうしたの”が言えるチームは絶対強くなる」

Thank you.